

とがち帯広空港 40周年

十勝の空の玄関口としての歩み

とがち帯広空港は3月1日で、現在地に開港して40年を迎えます。

問い合わせ 空港事務所（泉町、☎64・5320）、3月1日以降は観光交流課（市庁舎7階、☎65・4169）

ジェット機対応の 空港誕生

旧帯広空港は、昭和39年、現在の南町地区に開港しました。その後、利用者の増加に伴い、より多くの旅客を輸送できるジェット機の運航に対応するため、昭和56年に現在地に移転しました。



帯広—東京線 初就航時のセレモニー

40年間で変わった空港

とがち帯広空港は、道内4番目のジェット機対応空港で、東京線と札幌線が運航していました。その後、JR石勝線の開通に伴い、札幌線が廃止され、現在では東京線と名古屋線（季節便）を運航しています。

昭和56年	現在地に開港（滑走路2000メートル）
60年	滑走路を2500メートルに延伸
平成8年	利用者500万人達成
13年	愛称が「とがち帯広空港」となる
15年	利用者1000万人達成
23年	東京線ダブルトラック化（日本航空とエア・ドゥの2社運航）、利用者1500万人達成
29年	国際線対応の空港ターミナルビル増築
令和元年	利用者2000万人達成

開港当時の搭乗方法は、現在のように事前に搭乗手続きを済ませ、直接保安検査場に行くことはできず、航空会社の窓口で発行された搭乗券の半券をもぎ取ってもらい搭乗していました。開港後の施設は、滑走路の延伸や駐機場の拡張などにより、大型機の運航が可能になりました。また、空港ターミナルビルの増設で国内線と国際線の同時受け入れが可能になるなど利便性が向上し、これまで2000万人を超える人に利用されてきました。

開港時と現在の比較

【昭和56年度】

運航路線

東京線 3往復
札幌線 2往復

【昭和56年度】

旅客数

31万3222人

【令和元年度】

東京線 7往復
名古屋線 季節便
(8月1カ月間)

【令和元年度】

66万1767人

←開港当時の空港

現在の空港 →

とがち帯広空港では、3月から北海道内7空港※の一括運営委託の株式会社による運営を開始します。今後は、民間事業者による7空港を核とした広域的かつ効率的な運営により、とがち帯広空港のさらなる活性化と利便性向上に取り組んでいきます。

※7空港 新千歳、稚内、釧路、函館、旭川、女満別、帯広

とがち帯広空港の これから

申請に必要なもの

- ▶個人番号カード
個人番号カードをお持ちでない場合は、通知カードなどの個人番号を確認できる書類と運転免許証などの本人確認書類（顔写真付きであれば1点、顔写真なしであれば2点）
- ▶年金手帳
- ▶学生であることを証明できるもの
学生証の写し（両面）、または在学証明書の原本

図1 基準額の計算方法
基準額 = 128万円 + (扶養親族などの数 × 38万円) + 社会保険控除額など

	受給資格期間への算入※1	年金額への反映
納付	○	○
学生納付特例	○	×※2
未納	×	×

※1 年金を受給するためには一定の要件があります。
※2 保険料を承認された期間から10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されます。

「学生納付特例制度」

学生で国民年金保険料を納めることが困難な場合、本人の所得が基準額（図1）以下の場合であれば、申請により在学中の保険料納付が猶予されます。

令和3年度（令和3年4月～4年3月）の学生納付特例の申請受理

学生納付特例承認後の年金

学生納付特例が承認された期間は、受給する年齢基礎年金額には反映されませんが、年金を受給するための受給資格期間には算入されます。（表）

保険料の納付が猶予される

国民年金制度は20歳から60歳までの40年間加入し、その納付状況によって年金額が決定されます。届け出を忘れたり、国民年金保険料の未納があると将来受け取る年金額が減少したり、加入期間が足りず、年金を受け取れない場合があります。

国民年金制度は20歳から60歳までの40年間加入し、その納付状況によって年金額が決定されます。届け出を忘れたり、国民年金保険料の未納があると将来受け取る年金額が減少したり、加入期間が足りず、年金を受け取れない場合があります。

学生で国民年金保険料を納めることが難しい場合、申請し承認されると国民年金保険料の納付が猶予される制度があります。

問い合わせ 戸籍住民課国民年金係（市庁舎1階、☎65・4143）、帯広年金事務所（西1南1、☎25・8113 音声案内2番↓2番）

国民年金保険料 学生納付特例制度

令和3年度の申請受付は4月1日(木)から

追納制度

学生納付特例が承認された期間は、保険料を納めたときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、学生納付特例が承認された期間から10年以内であれば、年金の受給前に限り、さかのぼって保険料を納めることができます。

ただし、承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に、経過期間に応じた額が加算されます。追納を希望する場合は、年金事務所で手続きをしてください。

図2 過年度分の申請例

平成31年4月時点で、20歳以上で在学していた場合

令和3年5月

平成31年4月

令和3年5月中であれば、平成31年4月分までさかのぼって申請することができます。

過去の期間で学生納付特例の申請をしていなくても、学生だったことを証明できるものがあれば、申請日から2年1カ月前の分までさかのぼって申請ができます。（図2）

手続きをしない場合のデメリット
保険料を未納のままにしておくと、万が一の事故や病気により障害が残った場合、障害基礎年金を受け取れない場合があります。

過年度分も申請できます
過去の期間で学生納付特例の申請をしていなくても、学生だったことを証明できるものがあれば、申請日から2年1カ月前の分までさかのぼって申請ができます。（図2）